

平成 2 1 年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画

平成 2 1 年 3 月 6 日決定

北海道並びに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県（以下「15県」という。）のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理を確実に実施するため、「北海道PCB廃棄物処理事業におけるPCB廃棄物の搬入者等に対する指導等の方針（平成19年1月決定）」（以下「指導等方針」という。）3（2）及び「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成17年3月変更）」第2部第2章2（3）ア）に基づき、次のとおり、平成21年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を定めます。

1 処理対象PCB廃棄物

北海道PCB廃棄物処理事業においては、次のPCB廃棄物を処理します。

トランス類	PCBを使用した高圧トランス、低圧トランス、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で10kg以上のもの
コンデンサ類	PCBを使用した高圧コンデンサ、低圧コンデンサ及びサーミアソバで10kg以上のもの
PCB油類	廃PCB及びPCBを含む廃油

なお、処理施設の安定操業を図るため、漏れ・しみがあるなどのPCB廃棄物については、当面、処理を行わないものとします。

2 処理計画

別紙「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業における搬入計画」に基づき実施することとします。

(1) 搬入期間

北海道内は、石狩支庁管内（札幌市内を除く）及び過年度処理対象地域を対象とし、定期修理期間を除く期間に、15県内については、各ブロックの重点搬入期間に処理を行うこととし、保管事業者及び使用事業者の理解のもと計画的かつ効率的な処理を進めるものとします。

日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）は、計画的かつ効率的な処理を行うため、処理に当たって、多量保管事業者（PCB廃棄物等を30台以上保管する事業者）を、ベースロードとして取扱うものとします。

(2) 処理量

平成21年度の処理量は次のとおりとします。

トランス類	476台
コンデンサ類	5,578台
PCB油類	398本

PCB油類については、ドラム缶（重量150kg）の本数によりその量を示しています。

(3) 搬入期間外の処理

次に掲げるものについては、搬入期間外の地域のPCB廃棄物であっても処理ができるものとしします。

広域協議会で調整し、緊急に処理を行う必要があると認められたとき。
合理的な運転を行うため、JESCOから搬入の要請があったとき。

3 適正処理を推進するための方策

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理については、指導等方針及び北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に定めるもののほか、次のとおり取扱うものとしします。

(1) PCB廃棄物の収集運搬

道及び15県は指導等方針に基づき、JESCO等と協力し、PCB廃棄物の収集運搬に携わる全ての者に対する指導等を行うなどして処理施設への安全かつ計画的な搬入を確保することとしします。

また、収集運搬中の事故など緊急時における連絡体制については、別途定めるところとしします。

(2) PCB廃棄物処理に関する普及啓発の実施

道及び15県並びにJESCOは、保管事業者等に対して処理の必要性や計画的な使用の中止などについて、期限内の処分と処理施設への安全で効率的な輸送が行われるよう、必要な情報の提供に努めるとともに、日本環境安全事業(株)が設置する「PCB処理情報センター」において、処理施設の処理状況、環境モニタリング情報や15県の取組などに関する情報を発信し、PCB廃棄物処理事業への理解を進めることとします。

(3) 処理対象外PCB廃棄物

低圧トランス、低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器等の小型の電気機器が廃棄物となったもの及び感圧複写紙、ウエス、汚泥等のポリ塩化ビフェニル汚染物については、国が定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」において、北海道PCB廃棄物処理事業の処理対象となったことから、道及び15県は、JESCO等の処理体制の整備に協力することとしします。

また、いわゆる低濃度汚染物などの処理については、引き続き、早期にその処理体制を確立するよう国に要望していくこととしします。

(4) その他

このほか、PCB廃棄物の処理に当たって必要な事項については、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会等において協議、調整して定めるものとしします。

